

今治市ホームページバナー広告の表現について

市ホームページにバナー広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、要綱、基準、要領に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。

1 禁止する表現

次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動き、又は誤解を与えたりするおそれがあるため、使用することができない。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」「×」などのボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与える記号類）
- (3) ラジオボタン（あたかも選択ができるような誤解を与えるもの）
- (4) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるような誤解を与えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるような誤解を与えるもの）
- (6) GIFアニメーション

2 市ホームページとの差別化

閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が今治市の事業であると錯覚するおそれがある表現を使用してはならない。

- (1) 「今治市〇〇情報」、「お知らせ」など、ホームページに掲載することにより、市の事業であると誤認するおそれがあるもの
- (2) 市役所や市の関連施設を撮影した写真の使用
- (3) 市章（新市ばかりでなく、旧市町村）及びこれらに似通ったマークの使用
- (4) 市の部課名を連想させる名称の使用
- (5) バナーの背景の色と市のホームページの背景の色の差がないもの

3 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

また、文字やイラストの解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにすること。

4 ここに記載のない項目や、ホームページ作成の新技术については、上記の方針に沿って個別に協議する。